

9 こ ど も

1 心身障がい児福祉事業（こども部関係予算分）

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	R5 年度予算額
国県市	補装具費支給事業	障がいを補うための装具、義足、補聴器、車椅子等の交付・修理します。	購入 62 件 修理 34 件	千円 18,950
市	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	障がい者手帳を持たない、軽度・中等度の難聴児の補聴器購入の際助成します。	助成 21 件	750
市	身体障害者住宅整備事業	障がい者の日常生活の利便を図るための住宅の整備改善を行います。	1 件	630
国県市	日常生活用具給付事業	重度の心身障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。	電気式疾吸引機、ネブライザー、頭部保護帽、住宅改修費、紙おむつ等	8,180
市	心身障害児（者）通所通園等推進事業	知的障害児施設及び肢体不自由児施設に入所している児の帰省、又は面会の際に利用した有料道路通行料及び交通費の一部を補助します。	通行料の 1/2 ガソリン代の 1/2 (但し、月 2,000 円を超える部分)	130
市	松本おもちゃ図書館	障がい児の発育に応じたおもちゃ等を貸し出し、成長発達を促進します。	・南部おもちゃ図書館 第 4 土曜日開館 ・北部おもちゃ図書館 第 1 火・第 3 土曜日開館	360
市	重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業	歩行困難な重度心身障がい児の社会活動の範囲を広め、その世帯の経済的軽減を図ります。	1 か月当たり 1,400 円を限度として助成 年 16,800 円 対象者：重度の下肢、体幹、視覚、内部障がい及び知的障がい者	2,170
市	障害児通園施設療育支援事業	障害児通園施設を利用する障がい児の利用者負担を軽減することにより、障がい児の早期療育の機会を確保するとともに、子育て支援の充実を図ります。	利用者負担の 1/2 を助成	20
国県市	児童発達支援事業（未就学児童）	障がい児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行い、成長や発達の促進を図ります。	しいのみ学園 療育センター らいふ・みらい 他	86,640

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	R5 年度予算額
国県市	放課後等デイサービス事業 (就学児童)	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行い、自立の促進を図ります。	療育センター らいふ・みらい まつようクラブ 他	537,750
市	心身障害児 (者) タイム ケア事業	個人、団体の登録介護者が障がい児を一時的に預かり、介護者の負担を軽減します。	利用者が事前に登録した介護者に依頼して実施。年間利用可能時間 300 時間	3,590
市	日中活動の場 整備促進事業	民間団体が運営する日中活動の場の借地料等を補助することにより、事業運営の安定化及び整備を促進し、障がい者の在宅福祉サービスの向上を図ります。	療育センターらいふ	600

2 障がい児の状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(1) 身体障害者手帳交付者数（18 歳未満）

種 別	視 覚	内 部	聴覚・言語・平衡	上下肢・体幹	合 計
人 数	10 人	33 人	32 人	106 人	181 人
割 合	(5.5%)	(18.2%)	(17.7%)	(58.6%)	(100%)

(2) 療育手帳交付者数（18 歳未満）

種 別	重度（A 1）	中度（A 2・B 1）	軽度（B 2）	合 計
人 数	131 人	99 人	276 人	506 人
割 合	(25.9%)	(19.6%)	(54.5%)	(100%)

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数（18 歳未満）

種 別	1 級	2 級	3 級	合 計
人 数	35 人	55 人	36 人	126 人
割 合	(27.8%)	(43.6%)	(28.6%)	(100%)

3 心身障害児施設

施 設 名	所 在 地	延べ利用者数	概 要
しいのみ学園	松本市双葉 4-16	1,503 人	心身に障がいのある児童が親子で通園し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への訓練などを受ける施設

4 保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設

保育園は公立 41 カ所、私立 3 カ所、幼稚園は公立 3 カ所、国立（国立大学法人）1 カ所、私立 6 カ

所、認定こども園は私立 15 カ所、小規模保育施設は私立 7 カ所となっています。

(1) 年齢別保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設在籍児童の状況（令和 5 年 5 月 1 日現在）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
就学前児童数	1,617	1,581	1,585	1,734	1,850	1,790	10,157
在籍児童数	137	606	828	1,734	1,880	1,813	6,998
幼稚園	計			333	385	356	1,074
	公 立			40	57	39	136
	私 立			268	298	284	850
	国 立			25	30	33	88
保育園	計	86	426	601	954	1,042	4,126
	公 立	70	386	552	906	961	3,861
	私 立	16	40	49	48	56	265
認定こども園	計	26	129	179	447	453	1,674
	公 立						
	私 立	26	129	179	447	453	1,674
小規模保育施設	計	25	51	48			124
	公 立						
	私 立	25	51	48			124
入 園 率 (%)	8.5	38.3	52.2	100	101.2	101.3	68.9

(注) (1) 年齢は 4 月 1 日入園時の年齢です。

(2) 保育園在籍児童数には特別利用保育児を含みます。

(3) 幼稚園在園児童数には市外からの通園児を含みます。

(2) 私立保育園に対する助成

経営の安定化、職員の処遇改善及び児童処遇の均衡を図るため、各種助成金を交付しています。

(令和 4 年度実績)

区 分	内 容	金 額(千円)
運 営 費 等	運営費、経営安定費、児童健康管理	2,556,344
特別保育事業費	乳児保育、延長保育、障害児保育、1 歳児保育、一時保育	65,520
施 設 整 備 費	新築、増築、改築等	0
計		2,621,864

(3) 私立幼稚園に対する助成

幼稚園教育の振興及び教育の充実を図るため、各種助成金を交付しています。

(令和 4 年度実績)

区 分	内 容	金 額(千円)
運 営 費 補 助	1 園年額 700 千円、1 人年額 27,000 円	48,595
私立幼稚園建設補助	新築、増築、改築等(ささべ認定こども園)	8,346
計		56,941

(4) 保育料の軽減

保育料軽減額の推移

【単位：千円】

年 度	(A) 国の基準による 徴 収 金 総 額	(B) 市の保育料徴収金 総 額	(A－B) 軽 減 総 額	(A－B)／A×100 軽 減 率
平成 30 年度	1,939,971	1,321,525	618,446	31.9
令和元年度	1,236,009	847,253	388,756	31.5
令和 2 年度	542,221	359,425	182,796	33.7
令和 3 年度	586,059	406,202	179,857	30.7
令和 4 年度	600,224	439,425	160,799	26.8

(5) 3歳未満児保育

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

区 分	公 立	私 立	計
実 施 保 育 園 等 3 歳 未 満 児 数	41 園 1,008 人	22 園 563 人	63 園 1,571 人

(6) 延長保育

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

区 分	公 立	私 立	計
実 施 保 育 園 等 児 童 数	41 園 467 人	25 園 239 人	66 園 706 人

(7) 障害児保育

ア 昭和 52 年から障害児保育指定園を 1 ヲ所設け、定員児童 9 名、保育士 2 名で発足しました。

イ 昭和 56 年の国際障害者年を機に地域の保育園での実施へと拡大してきました。

ウ 平成 5 年「松本市障害児保育事業実施要綱」を作成し要綱に基づいて実施するようになりました。

エ 令和 5 年度は、公私立 49 ヲ所 242 人の障害児を受け入れており、統合保育を推進しています。

(8) 保育園施設の整備

ア 整備方針

(ア) 改築

老朽化の著しい施設から計画的に改築を図るとともに、地域人口の自然動態、社会動態の推移等を考慮し、適正規模、適正配置に努めます。

(イ) 大規模改修等

老朽化した施設、設備の改修等を行い、保育環境の整備に努めます。

(ウ) トイレ改修

便器洋式化、床の乾式化及び段差解消、手洗い水洗の自動化などを行い、保育環境の整備に努めます。

(エ) 園庭芝生化事業

園児の外遊びの頻度を増やし、運動能力向上につなげることを目的に、公立保育園及び幼稚園の園庭の一部を芝生化し、維持管理するものです。

イ 令和5年度事業

(ア) 渚東保育園大規模改修事業

- a 事業内容 建設後概ね40年を経過し、老朽化した施設、設備を改修するものです。
- b 建設場所 松本市波田4179
- c 全体計画 令和5年度：地質調査、実施設計、仮設園舎賃貸借
令和6年度：仮設園舎賃貸借、主体及び電気・機械設備大規模改造工事・工事監理
- d 事業費 36,420千円（令和5年度）
418,990千円（令和6年度）

(イ) みつば保育園屋根・床・FF暖房機改修事業

- a 事業内容 建設後概ね20年を経過し、老朽化した屋根・床・トイレを改修するものです。
また、FF暖房機を更新するものです。
- b 建設場所 松本市波田6861
- c 事業費 104,780千円（令和5年度） ※ トイレ改修工事含む

(ウ) トイレ改修事業

- a 事業内容 便器洋式化、床の乾式化及び段差解消など、トイレを改修するものです。
- b 建設場所 松本市内公立保育園及び幼稚園
- c 全体計画 令和5年度：宮田保育園他11園改修工事、島立中央保育園他11園改修工事設計・アスベスト調査
令和6年度：渚東保育園他12園改修工事、令和7年度改修工事設計・アスベスト調査
令和7年度：小宮保育園他12園改修工事
- d 事業費 166,660千円（令和5年度）
170,230千円（令和6年度）
146,980千円（令和7年度）
※ 幼稚園は、令和9年度以降に実施予定

5 児童館・児童センター

(1) 施設整備

ア 整備目的

地域の児童の遊びの拠点として、また放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策）の実施場所として、児童に健全な遊び場を与えて情操豊かに育つことを目的に、原則として小学校通学区単位に整備しています。

イ 整備箇所数

児童館4館、児童センター23館、計27施設

ウ 整備方針

(ア) 改築

昭和 40～50 年代に建設された木造児童館について、施設の老朽化や利用状況を考慮し、計画的に改築を進めています。

内田児童館及び寿台児童館の狭あい化・老朽化対策として、両児童館を統合し、令和 6 年度開設に向け、明善小学校敷地内に児童センターを新設しています。

(イ) 大規模改造

老朽化した建物や設備等の改修を計画的に行い、児童の居場所としての施設整備に努めています。

(2) 運営

現在開館している 27 館について、平成 30 年度に指定管理者選定事務を行い、令和元年度から 5 年間、社会福祉協議会（18 館）、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（6 館）、労働者協同組合ワーカーズコープながの（2 館）、NPO 法人しろがね（1 館）を指定管理者に指定し、管理運営を行っています。各児童館・児童センターには館長と児童厚生員を配置しているほか、体力増進指導員も配置し、子ども達の健康増進の指導を行っています。

ア 利用時間及び休館日

(ア) 利用時間

午後 0 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

ただし、小学校休業日（当該児童館が位置する区域を通学区とする小学校）は、午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

(イ) 休館日

日曜、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

イ 児童館・児童センター設置状況

施 設 名	開 館 年 月	施 設 名	開 館 年 月
あ が た 児童センター	昭和 41 年 12 月	山 辺 児童センター	平成 6 年 4 月
高 宮 //	43 年 12 月	岡 田 //	6 年 4 月
元 町 児 童 館	45 年 1 月	浅 間 //	7 年 4 月
島 内 児童センター	48 年 4 月	筑 摩 //	7 年 4 月
南 郷 児 童 館	51 年 4 月	内 田 児 童 館	8 年 4 月
寿 台 //	55 年 4 月	今 井 児童センター	9 年 4 月
芳 川 児童センター	56 年 4 月	中 山 //	11 年 4 月
南 部 //	58 年 9 月	田 川 //	12 年 4 月
菅 野 //	59 年 4 月	和 田 //	12 年 8 月
並 柳 //	63 年 4 月	新 村 //	14 年 2 月
島 立 //	平成 元年 4 月	梓 川 //	18 年 4 月
寿 //	2 年 4 月	波 田 //	22 年 3 月
二 子 //	4 年 4 月	沢 村 //	令和元年 4 月
鎌 田 //	5 年 4 月		

*高宮児童センターは、高宮児童館を改築したもの（平成 24 年 4 月開所）

- *島内児童センターは、島内児童館を改築したもの（平成 25 年 3 月開所）
- *あがた児童センターは、あがた児童館を改築したもの（平成 27 年 2 月開所）
- *沢村児童センターは、蟻ヶ崎児童館を移転改築したもの（平成 31 年 3 月開所）

6 放課後子ども総合プラン

(1) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間留守となる家庭の、小学校に就学している登録児童に対し、放課後あるいは学校休業日等において、適切な遊び及び生活の場として、24 の児童館・児童センターと寿、山辺、旭町、四賀、信大附属（令和 3 年 4 月開設）の各放課後児童クラブで放課後児童健全育成事業を実施しています。

ア 開設時間等

- (ア) 開設日 月曜日から土曜日まで
- (イ) 休業日 日曜、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- (ウ) 利用時間
 - a 登校日 午後 0 時 30 分～午後 7 時
 - b 学校休業日 午前 8 時～午後 7 時

イ 対象児童 小学校 1 年生から 6 年生まで（十分なスペースを確保できない施設【内田児童館】は 4 年生まで）

ウ 利用料（月額）

区 分	利用料		延長料金
	1 人目	2 人目以降	
午後 5 時まで	2,000 円	1,000 円	1 回あたり 300 円
午後 6 時まで	3,000 円	1,500 円	
午後 7 時まで	4,000 円	2,000 円	

※ おやつ代は別途徴収

※ 減免は就学援助費支給要綱を準用。要保護者は無料。準要保護者は利用料半額

エ 留守登録児童の推移

区 分	H30	R 元	R2	R3	R4
実施箇所数	29	29	29	29	29
登録児童数	3,213 人	3,204 人	2,884 人	2,927	2,868 人

(2) 放課後子ども教室推進事業

放課後子ども教室は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ等を実施することで、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するものです。

平成 20 年度に奈川文化センター夢の森と源池小学校で事業を開始し、授業日にほぼ毎日実施する「居場所型」と、週に 1 度、運動遊びに親しむ機会を提供する「運動教室型」の 2 種類の教室を計 4 カ所で実施しています。

ア 参加費

無料（ただし、スポーツ保険料として 800 円）

イ 延べ利用者数

（単位：人）

区分	H30	R 元	R2	R3	R4	備 考
奈川	1,443	2,336	2,205	1,602	1,034	居場所型
源池	1,811	1,724	1,622	1,763	1,540	//
安曇	190	43	34	385	277	//
明善	1,055	1,373	870	1,149	664	//

(3) 児童育成クラブ

保護者等が主体となって放課後児童健全育成事業を実施している市内 12 児童育成クラブに対し、運営費の補助をしています。

児童育成クラブ：田川、菅野、清水、開明、山辺、明善、鎌田、島内（以上 8 児童育成クラブは運営主体のNPO法人松本学童クラブの会に補助）、開智、旭、芳川、寿（登録児童数 321 人）

7 児童遊園

少子化が進み、子どもを取り巻く社会状況が不安なものとなりつつある中で、交通事故や水難事故などから子どもを守り、健全育成を図るための施設として、児童遊園があります。本市の現状は、市の児童遊園が 37 ヲ所、簡易児童遊園等（町会等で設置したもの）が 150 ヲ所（令和 4 年度末時点）となっています。

・簡易児童遊園等設置事業補助

町会等が敷地を確保し簡易児童遊園等を設置及び改修する事業に対し補助金を交付しています。

補助金を交付する簡易児童遊園等の区分、敷地面積、設備、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、次表のとおりです。

なお、同一の簡易児童遊園等を改修する場合は、前回の交付から 5 年を経過していることが条件になります。

区分		簡易児童遊園	子供広場	チビッコ広場
敷地面積		66 m ² 以上	16.5 m ² 以上	
設 備		広場、ブランコ、滑り台、砂場、鉄棒、水飲み施設、便所等	広場、砂場、水飲み施設、便所等	広場、砂場等
補助対象 経費	新設	設置に要した経費		
		20 万円以上のものに 限る。	10 万円以上のものに 限る。	5 万円以上のものに 限る。
	改修	改修に要した経費		
補助金額		補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額。ただし、当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		
補助限度額		40 万円	30 万円	8 万円

8 地域子育て支援センター

(1) 松本市こどもプラザ

未就園の幼児を中心とした子育て中の親子が気軽に集い、子育て家庭の交流、情報交換、相談の場として、安心して子育てができるよう子育て家庭への育児支援及び地域の子育て支援の向上を図ることを目的とした施設です。令和5年7月には、新たに「イオンタウン松本村井」内に「こどもプラザ」と「福祉ひろば」の機能を有した多世代交流型子育て支援施設を開設しました。

ア 施設内容

区 分	こどもプラザ(筑摩)	小宮こどもプラザ	南郷こどもプラザ
住 所	松本市筑摩 1-13-22	松本市島内 155-2	松本市横田 3-23-1
開 設 日	平成 12 年 6 月 17 日	平成 17 年 8 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
開 館 日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日 (令和 5 年 8 月 1 日～)	月曜日～金曜日
開 館 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時		
4 年度実績	13,508 人	10,819 人	12,716 人
区 分	波田こどもプラザ	芳川こどもプラザ	
住 所	松本市波田 6861	松本市村井町南 2-21-45 イオンタウン松本村井 2 階	
開 設 日	平成 22 年 3 月 31 日	令和 5 年 7 月 12 日	
開 館 日	月曜日～金曜日	火曜日～日曜日 (月曜祝日の場合、翌平日)	
開 館 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	
4 年度実績	6,500 人	—	

イ 事業内容

- (ア) 情報提供 子育て関連情報の収集・提供
- (イ) 子育て相談 育児不安の相談
- (ウ) 育児講座 それぞれの館で子育てに関する講座を開催
内容は親子体操、ベビーマッサージ、食育、絵本読み聞かせ等
- (エ) 育児サークルの活動支援
- (オ) 読み聞かせ用絵本の貸出
- (カ) 子ども子育て安心ルームの設置

妊娠、出産から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制を強化するため、健康福祉部とこども部が連携して、こどもプラザに「子ども子育て安心ルーム」を設置、子育てコンシェルジュ（会計年度任用職員）各 1 名を配置しています。母子保健コーディネーター（健康づくり課 保健師）、保育コンシェルジュ（保育課会計年度任用職員）とともに相談業務、関係機関との連携業務などを総合的に行っています。

平成 28 年 10 月～ 母子保健コーディネーター（健康づくり課）、子育てコンシェルジュを配置（松本市こどもプラザ）

29 年 4 月～ 子育てコンシェルジュ（小宮こどもプラザ）を配置

30 年 4 月～ 保育コンシェルジュ（保育課）、子育てコンシェルジュ（南郷こどもプラザ）を配置

令和元年 4 月～ 子育てコンシェルジュ（波田こどもプラザ）を配置

5 年 7 月～ 子育てコンシェルジュ（芳川こどもプラザ）を配置

(2) 休日保育（こどもプラザ（筑摩）のみ実施）

利用日現在 1 歳以上、就学前で集団保育が可能な幼児（病気でないこと）が、保護者の就労、病気、介護、冠婚葬祭などにより家庭で保育できない時に預かります。

区 分	4 時間以内	4 時間超え 8 時間以内	日 時	4 年度実績
3 歳未満	1,300 円	2,600 円	日曜日、祝日（年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時のうち 必要とする時間	356 人
3 歳以上	650 円	1,300 円		

(3) つどいの広場

子育て支援員を配置して、主に未就園の乳幼児と保護者を対象に児童館等を活用しながら、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供する事業です。

平成 26 年度に芳川児童センターの隣地に子育て支援施設「なんぶ すくすく」を新設し、27 年度から、従来の開設時間を 3 時間延長して実施しています。

ア 実施時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 2 時

（「なんぶ すくすく」のみ、午前 9 時～午後 5 時）

イ 利用対象 主に未就園の乳幼児と保護者（登録不要、利用無料）

ウ スタッフ 各広場 子育て支援員 2 名

エ 実施箇所及び実績 21 か所 64,812 人

実施事業名	実施施設名	開設年月	委託先	4 年度実績
芳 川 つどいの広場 （なんぶ すくすく）	芳川児童センター	平成 17 年 4 月	社会福祉協議会	10,226 人
南 部 つどいの広場	南 部 //	//	//	3,770 人
浅 間 //	浅 間 //	//	//	3,603 人
鎌 田 //	鎌 田 //	//	//	3,900 人
寿 台 //	寿 台児童館	18 年 4 月	(NPO) ワーカーズコープ	1,647 人
あがた //	あがた児童センター	//	社会福祉協議会	5,831 人
沢 村 //	沢 村 //	//	(NPO) しろがね	3,410 人
島 立 //	島 立 //	//	社会福祉協議会	3,867 人
山 辺 //	山 辺 //	//	//	3,421 人
梓 川 //	梓 川 //	//	//	1,223 人
四 賀 //	四 賀 支 所	//	//	953 人
新 村 //	新村児童センター	19 年 4 月	企業組合労協ながの	318 人
今 井 //	今井児童センター	平成 19 年 4 月	社会福祉協議会	1,689 人
寿 //	寿 //	20 年 4 月	//	4,685 人

菅 野 //	菅 野 //	25 年 4 月	//	1,576 人
岡 田つどいの広場	岡 田児童センター	25 年 4 月	(NPO) ワーカーズコープ	1,637 人
二 子 //	二 子 //	26 年 4 月	社会福祉協議会	2,031 人
中 山 //	中 山 //	//	(NPO) ワーカーズコープ	1,170 人
田 川 //	田 川 //	//	社会福祉協議会	2,301 人
高 宮 //	高 宮 //	27 年 4 月	//	6,071 人
和 田 //	和 田 //	//	企業組合労協ながの	1,483 人

※四賀つどいの広場事業は委託事業、それ以外は各児童館・児童センターの指定管理者に委託

(4) 休日つどいの広場

父親の育児参加の推進を図るため、29 年 7 月から月 1 回、日曜又は祝日に「なんぶ すくすく」で休日つどいの広場を開催しています。

ア 実施日・時間 月 1 回日曜又は祝日 午前 9 時～午後 2 時（1～2 時間のイベントを開催）

イ 4 年度実績 回数 11 回（オルガンコンサート、おはなし会・クリスマス会等）

参加者 保護者 110 名、子ども 82 名

うち、夫婦での参加 49 組、男性 50 名

9 病児・病後児保育事業

(1) 病児保育事業

当面病状の急変はないが、病気回復期に至らない生後 5 カ月から小学 3 年生までの児童で、集団保育や家庭での保育が困難であり、かつ市内在住または市内に勤務している保護者の児童を対象とする病児保育事業を実施しています。

※令和 4 年度からは、保護者が松本市内に勤務していない塩尻市・山形村・朝日村の児童も受け入れています。

区 分	社会医療法人慈泉会 相澤病院病児保育室	医療法人梓誠会 梓川診療所病児保育室
住 所	松本市庄内 2-5-1	松本市梓川梓 2344-1
開 設 日	平成 20 年 11 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
実 施 日	月曜日から金曜日まで (祝日、8/14～16、年末年始は除く)	月曜日から金曜日まで (祝日、8/13～16、年末年始は除く)
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
定 員	4 人	8 人
4 年度実績	341 人	481 人
区 分	丸の内病院病児保育室	まつもと医療センター病児保育室
住 所	松本市渚 1-1-16	松本市村井町南 2-20-30
開 設 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 7 月 1 日
実 施 日	月曜日から金曜日まで	月曜日から金曜日まで

	(祝日、年末年始は除く)	(祝日、年末年始は除く)
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
定 員	10 人	6 人
4 年度実績	542 人	391 人

(2) 病後児保育事業（こどもプラザ（筑摩）、南郷こどもプラザで実施）

満 1 歳以上の市内在住又は市内に勤務している保護者の未就学児童で、病気回復期（感染症は治癒していること）ではあるが、集団保育に出すには心配という時に、看護師と保育士が保育を実施しています。

区 分	こどもプラザ(筑摩)	南郷こどもプラザ
住 所	松本市筑摩 1-13-22	松本市横田 3-23-1
開 設 日	平成 12 年 7 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
実 施 日	月曜から金曜日まで	
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
4 年度実績	143 人	127 人

10 ながの子育て家庭優待パスポート事業、多子世帯応援プレミアムパスポート事業

(1) 経過

社会全体で子育てを支援する施策の一環として、子育て世帯を経済的に支援するため、平成 18 年 9 月から、子どもを 3 人以上育てている世帯を対象に「わいわいパス事業」を実施してきました。22 年 4 月から、長野県が子どもを 1 人以上育てている世帯を対象とした「ながの子育て家庭優待パスポート事業」（以下「パスポート事業」という。）を開始したことに伴い、同年 8 月から同事業に移行しました。

(2) 実施内容

地域全体で子育て家庭を支える気運を醸成するため、18 歳以下（18 歳に達する年度の 3 月末まで）の子どもがいる家庭に、協賛店で各種優待サービスが受けられるカードを配布しています。このカードは、4 年ごとに一斉更新して市内の全子育て家庭に配布し、その後は転入届や第 1 子出生届の際に配布しています。

また、27 年度からは、子どもを 3 人以上育てている世帯を対象として、割引率の引き上げなど、通常のサービスに加え追加のサービスが受けられる「多子世帯応援プレミアムパスポート」を配布する事業を開始しました。

さらに、28 年度からは、パスポート事業が全国の協賛店でサービスを受けられるように制度が拡充され、併せて第 1 子の妊娠届提出者まで対象者が拡大されました。商工会議所等に協力を依頼し、広報等に PR 記事を掲載するなどして新規協賛店を募集しています。

ア ながの子育て家庭優待パスポート事業（令和 4 年度の状況）

(ア) 配布世帯数 22,479 世帯

(イ) 協賛店 642 店舗（全県では 5,606 店舗）

イ 多子世帯応援プレミアムパスポート事業（令和 4 年度の状況）

(ア) 配布世帯数 2,948 世帯

(イ) 協賛店 129 店舗（全県では 1,208 店舗）

11 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、保育園等への送迎や一時保育、病児・病後児保育などの相互援助活動を実施しています。また、平成24年9月から緊急サポート事業として、電話受付時間を午前7時から午後8時まで拡大し、土曜、休日の電話受付対応をしています。

- (1) 依頼会員 0歳から15歳までの児童を育てている市内在住あるいは在勤の方
 (2) 協力会員 健康で家族の協力が得られ、自宅で安全に子どもを預かれる方
 (3) 利用方法 事前に会員登録をした上で、援助が必要な時に電話で事務局に依頼する。
 (4) 利用料金

時間帯	一時保育	病児保育
月～土の8時～18時 (1時間当たり)	600円	700円
上記時間外・日曜・祝日 (1時間当たり)	700円	800円

※2人目からは半額。協力会員の交通費等は実費

(5) 利用実績

区 分		H30	R 元	R2	R3	R4
登 録 数	依頼会員	2,672人	2,750人	2,663人	2,842人	2,825人
	協力会員	194人	196人	188人	195人	192人
	依頼協力会員	82人	72人	55人	55人	59人
延べ利用回数		3,655回	3,622回	2,269回	2,995回	2,782回
延べ利用時間		7,549時間	6,327時間	2,954時間	4,835時間	4,548時間

12 子育てサポーター訪問事業

多様な生活様式や家族形態に対応した子育て支援策として、平成22年7月から、都合で自宅での一時保育や育児に伴う家事援助などを希望する家庭に、支援者が訪問する事業を開始しました。

- (1) 利用会員 0歳から15歳までの児童を育てている市内在住の方
 (2) 支援会員 市の子育て支援講座を修了した方
 (3) 利用方法 事前に会員登録をした上で、援助が必要な時に電話で事務局に依頼する。
 (4) 利用料

利用区分	一時保育	病児・病後児
月～土の8時～18時(1時間当たり)	800円	900円
上記時間外・日曜・祝日(1時間当たり)	900円	1,000円
宿泊(21時～翌朝7時)	5,000円	6,000円

※2人目から半額。支援会員の交通費は実費 ※宿泊の場合は支援会員の自宅で保育

- (5) 登録数 利用会員1,528人、支援会員138人
 (6) 利用実績

区分	H30	R 元	R2	R3	R4
延べ利用回数	2,197回	2,328回	1,361回	2,341回	2,382回
延べ利用時間	4,776時間	5,441時間	3,656時間	5,638時間	6,002時間

13 3歳未満児家庭サポートクーポン事業

3歳未満児（保育園・認定こども園等に入園していない）を家庭で保育している子育て世帯の経済的及び精神的負担の軽減を目的に、無料クーポンを配布しています。ファミリー・サポート・センター事業及びサポーター訪問事業、保育園の一時預かり事業に加え、令和5年度から、子育て支援ショートステイ事業、育児ママヘルプサービス事業、産後ママ家事支援サービス事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業を拡充してクーポン対象事業を拡充しています。

14 多子世帯子育てクーポン事業

令和5年度から多子世帯の身体的・精神的負担の軽減を目的として、就学前の多子世帯にファミリー・サポート・センター事業（子育てサポーター訪問事業を含む。）の利用券を配布しています。

15 産後ママ家事支援サービス事業

令和5年度から出産後の母体の回復期に家事支援をすることで、母体が休める環境を作ることを目的として、生後4か月までの乳児の母親を対象として、子育てサポーター訪問事業のサポーターによる日常の家事支援を受けられる利用券を配布しています。

16 安心子育て応援事業

(1) 子育てサポーター養成講座の開催

子育て中の家庭をサポートするための人材を育成するため、子育てに関する講座を開催し、地域の子育て力向上と、より一層子育てしやすい環境を整備するものです。講座修了者は、本市子育てサポーター訪問事業等において活動するほか、地域において支援活動を行います。

ア 実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	20回	20回	19回	20回	20回
受講生数	33人	26人	28人	21人	17人

イ 内容 小児看護の基礎知識、乳幼児の心と体の発達、救急救命講習ほか

(2) 子育て支援コミュニティサイト運営

市民との協働により、官民両者の子育て情報を総合的に提供する「子育て支援専用の利用しやすいホームページ」（サイト名「はぐまつ」）を平成22年度に作成し、わかりやすい子育て支援情報を提供しています。

17 こんにちは赤ちゃん事業

(1) 概要

平成21年度から、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、各地区の民生・児童委員及び主任児童委員が訪問し、子育てガイドブックにより子育て支援に関する情報提供を行っています。母子

に関する悩みを聞き、また、お母さんの気持ち質問表を通して必要とする適切なサービスへ結びつけ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全育成を支援する事業です。

また、赤ちゃんの幸せを願い食の大切さ・木のぬくもりを伝えるため、地元の木工作家が作ったスプーンをファーストスプーンとしてプレゼントしています。

(2) 対象となる家庭

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭が対象です。

(3) 訪問する人

各地区で活動している「民生・児童委員及び主任児童委員」の方々です。

(4) 令和4年度訪問実績（新型コロナウイルス感染症対策により7月のみ実施）

ア 訪問対象児数 1,647人

イ 訪問実績数 182人

ウ 訪問率 11.0%

18 あるぷキッズ支援事業（発達障がい児支援システム）

(1) 概要

発達障がい児や発達に心配のあるお子さんと保護者及び支援者（保育士・教諭等）を継続して支援するため、なんぷくプラザ3階にあるぷキッズ支援室を設置し、保健師・保育士・作業療法士・教育相談員などが次の内容で事業を展開しています。（平成22年4月開始）

ア あるぷキッズ相談室（相談窓口の設置）

常設の相談室を設置し、支援チームの専門職員が教育・保健・福祉など、発達障がいに関わる様々な相談に対応しています。

イ 保育園・幼稚園・学校等への巡回支援

保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等に専門職の支援チームが巡回し、現場職員と共に支援計画の立案や支援方法の助言を行っています。専門職チームは、保健師、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、公認心理師、教育相談員で構成されています。

ウ あるぷキッズサポート手帳

対象児の情報や支援経過を記すための手帳で、保護者と支援者が情報を共有し、共通理解のうえで支援するために発行しています。

エ あそびの教室、ペアレントトレーニングなどによる保護者支援

入園前のお子さんと保護者を対象に、遊びを通じて親子関係を豊かにし、発達を促す「あそびの教室」と、お子さん（園児、児童）への対応方法を学ぶ「ペアレントトレーニング」を実施しています。

オ 関係者会議

あるぷキッズ支援事業及び教育相談に携わる専門職が集まり、事業に関する協議を行っています。（年1回程度）

(2) 令和4年度の実績

事業名	回数	参加者数（延数）
あるぷキッズ相談室の相談	—	1,087 人
巡回支援	180 回	632 人
サポート手帳の配付	—	12 冊
あそびの教室	246 回	1,959 人
ペアレントトレーニング	42 回	210 人

19 教育相談

(1) 概要

小学校への就学に関する相談を行っています。また、園生活、学校生活に関する相談を、こども福祉課、教育委員会、保育課と連携し行っています。

(2) 令和4年度の実績（就学に関わる相談）

内 容	件 数
相談件数	395 件

20 児童手当等給付事業

区 分 (実施年月日)	支給額	支給要件	支給制限	受給者数
国の制度	3 歳未満 月額 15,000 円 3 歳以上小学校修了前第 1 子・第 2 子 月額 10,000 円 3 歳以上小学校修了前第 3 子以降 月額 15,000 円 中学生 月額 10,000 円 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合、月額一律 5,000 円 所得上限限度額以上の場合は支給されない	中学校修了前までの児童の養育者	所得制限あり	R4 年度実績 (人) 16,376

区 分 (実施年月日)		支給額	支給要件	支給制限	受給者数
国 の 制 度	児童扶養手当 (S37.1)	1 人目 月額 44,140 円 一部支給 10,410～ 44,130 円 2 人目 月額 10,420 円 一部支給 10,410～5,210 円 3 人目以降 月額 6,250 円 一部支給 6,240～3,130 円	・18 歳以下の児童でいずれかの状態にあるとき 1 父母が婚姻解消 2 父又は母が死亡した 3 父又は母の生死が明らかでない 4 父又は母が政令に定める程度の障害の状態にあるとき等 5 母が婚姻によらないで懐胎した児童 6 父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童 7 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 8 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	1,680
	特別児童扶養手当 (S39.9)	1 級 月額 53,700 円 2 級 月額 35,760 円	20 歳未満の児童で精神又は身体に中度・重度の障がい(身障 1、2 級、知的障害重度)のある者を養育しているとき	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	927
	障害児福祉手当 (S61.4)	月額 15,220 円	20 歳未満の在宅重度障がい児	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	98
市 の 制 度	交通及び災害遺児等福祉金	認定時福祉金 55,000 円/1 人 年額福祉金 60,000 円/1 人 小中学校入学等一時金 100,000 円	交通事故及び労災等により父又は母が死亡又は障がい(1 級程度)となった児童 認定時福祉金の支給単位(世帯から児童人数へ)の変更及び小中学校入学等一時金支給は 30 年度から	所得制限あり	0 23 5

21 母子・父子・低所得世帯福祉事業

区分	事業名	事業の概要	内 容 (R4 年度実績)	R5 年度予算額
市	母子父子寡婦福祉貸付利子補給	母子・父子・寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付けを受けた借受金の償還をした場合、利子相当額を補助します。	補助率 10/10 (0 人)	10 千円
市	母(父)と子の集いバスハイク事業	ひとり親家庭の交流を通じ、相互の理解を深めて福祉の増進を図ります。	委託先 松本市ひとり親家庭福祉会	550 千円

区分	事業名	事業の概要	内 容 (R4 年度実績)	R5 年度予算額
国 市	自立支援教育 訓練給付事業	ひとり親家庭の親が、安定就労に向けた職業能力の開発をするために、受講した講座の一部経費を給付します。	受講料の 6 割 上限 20 万円 (4 件)	480 千円
国 市	高等職業訓練 促進費等事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格の取得を促進するため、養成機関に修学する期間の生活費の負担軽減を目的として給付します。	修業期間（上限 4 年） 支給額（月額） 市民税非課税世帯 100,000 円 市民税課税世帯 70,500 円 修了前 12 カ月加算（月額） 40,000 円 (5 件)	4,800 千円

22 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく施設であり、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行っています。

令和 5 年 4 月 1 日現在、4 世帯 10 名が入所しています。

23 医療費助成制度(福祉医療)

区 分		実施 年月日	要 件	R4 年度実績				備 考
				受給者 数	総額 (医療 費)	財 源 内 訳		
						県	市	
障 が い 者	県補助	H15.7.1～ H27.4.1～	・身障1・2級の者 (特別障害者手帳準拠) ・身障3級の者 (所得税非課税者) ・療育手帳A1・A2・B1の 者 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳1 級の者の通院 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳2 級 (障害者自立支援法に該当 する通院医療費) (所得税非課税者) いずれも年度末年齢が18歳 までの者は所得制限なし	人 84	千 円 8,001	千 円 4,000	千 円 4,001	(17年度から) ・自動給付方式 ・所得制限の導 入 ・受給者負担金 の導入 ・入院時食事療 養費標準負担 額の 1/2の助成(18 年度から) ・松本市の制度 に統一 ・所得制限の一部 廃止 (22年度から) ・乳幼児等の対 象範囲を小学 校3年生(入 院・通院)まで 拡大 ・精神障害者保 健福祉手帳2級 (障害者自立 支援法に該当 する通院医療 費) (23年度から) ・乳幼児等の対 象範囲を小学 校4年生から中 学校3年生(入 院)に拡大 (25年度から) ・乳幼児等の対 象範囲を入院、 通院ともに中 学校3年生まで 拡大 (27年度から) ・障がい児18 歳未満 の所得制限なし
	市単独	H18.8.1～	・上記以外の障害1・2級及び療育手帳A1者 (所得制限なし) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院 (所得制限なし) ・上記以外の身障3・4級及び精神障害者保健福祉手帳2級の者(特別障害者手帳準拠) ・特児1・2級の者 (特別障害者手帳準拠)	123	4,557	—	4,557	
母子遺児	県補助	H15.7.1～	・18歳未満の児童等を扶養している母子家庭の母 (児童扶養手当一部支給準拠) ・母子家庭の母が扶養する18歳未満の児童等 (児童扶養手当準拠) ・18歳未満の遺児等 (児童扶養手当準拠)	3,992	95,260	47,634	47,626	
父子	県補助	H15.7.1～	・18歳未満の児童等を扶養している父子家庭の父 (児童扶養手当一部支給準拠) ・父子家庭の父が扶養する18歳未満の児童等 (児童扶養手当準拠)	172	3,847	1,923	1,924	

区 分		実施 年月日	要 件	R4 年度実績				備 考
				受給者 数	総額 (医療 費)	財源内訳		
						県	市	
乳幼児等	県補助	H22.4.1～ H27.4.1～ R 4.4.1～	・0歳～就学前児 (通院・入院 所得制限なし) ・小学校1年生～3年生 (入院 所得制限なし) ・小学校3年生→中学校3年生 (入院・所得制限なし) ・就学前児→小学校3年生 (通院・入院 所得制限なし)	人 34,983	千円 385,437	千円 192,718	千円 192,719	(30年度から) ・0歳から中学校3年生までを対象に現物給付方式導入 (令和4年度から) ・乳幼児等の対象範囲を中学校3年生から高校3年生(18歳)まで拡大
	市単独	H23.4.1～ R 4.4.1～	・小学校1年生～中学校3年生 (通院・所得制限なし) ・入院時食事療養費 1/2 (所得制限なし) ・中学校3年生→高校3年生 (18歳) (通院・所得制限なし)	—	306,028	—	306,028	

※ 障がい者は、20歳未満の実績(20歳以上は、障がい福祉課))

24 青少年の健全育成

次代を担う青少年が、豊かな心を培い、健全に成長することは、私たち市民すべての願いであり、われわれ大人に課せられた問題です。

このため市では、市民の深い理解と協力のもとに、関係機関及び団体と連携を図りながら、青少年に対する諸施策を実施しています。

(1) 市民意識の高揚

事 業 名	事 業 の 概 要	令和4年度実績
松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラム	青少年健全育成活動を市民総ぐるみで推進するとともに、子どもの権利について考えるため、11月20日の「松本子どもの権利の日」にあわせて市民フォーラムを開催します。	期日：令和4年11月20日(日) 会場：勤労者福祉センター 参加者：約150人

(2) 青少年の意識の高揚

事 業 名	事 業 の 概 要	令和4年度実績
松本市子ども会リーダー講習会	地域の子ども会活動の推進を図るため、地区子ども会育成会から推薦され参加した児童に、リーダーのあり方、あそびの実技などを指導します。	期日：令和4年10月22日(土) 会場：美ヶ原少年自然の家 内容：KYT、ウォークラリー

事業名	事業の概要	令和4年度実績
ジュニア・リーダーの育成	子どもたちの身近な存在として関わり、子ども会活動の目的や楽しさを伝える中高生ジュニア・リーダーの育成及び活動支援を行います。	研修会：6回開催 会員数：32人 活動：ジュニア・リーダーの活動について学ぶ（KYT講習、ダンス練習等）
松本子どもまつり	自然の中で遊びながら、創造性、協調性、思いやりの心を培うことを目的に実施します。	※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大抑止のため中止しました。

(3) 青少年の健全育成と非行防止

事業名	事業の概要	令和4年度実績
松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会	青少年をとりまく状況やいじめ問題等を把握し、青少年の指導、育成、保護及び矯正等に関する総合的施策及び関連事項について協議します。	期日：令和4年7月25日（月）
青少年の居場所づくり事業	中高生を対象に休日や放課後に活用できる体育施設や研修施設の充実を図ります。	体育施設：中央体育館、南部体育館、島立体育館 研修施設：あがたの森文化会館、あがた児童センター、Mウィング2階
子どものためのまちかど保健室	青少年の居場所スペースに、心や体に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる「まちかど保健室」を運営します。	開設場所：あがたの森文化会館 相談日時：毎週水曜日 10時～17時 毎週金曜日 10時～16時 相談実績：53件
情報とつきあう力（メディア・リテラシー）の育成	携帯電話やインターネットなどからの有害情報に対処するため、「メディアを読み解く力の育成」の講座を市内小中学校で開催します。	開催校：小学校20校、中学校11校 小中学校4校 参加者：児童・生徒 5,639人 保護者等 1,754人
「集まれ!!松本キッズ!!」	子ども向けや親子で参加できるイベント・講座等の情報発信をしています。	市の公式ホームページに掲載 ※年6回更新（隔月）

事業名	事業の概要	令和4年度実績
青少年薬物乱用防止対策の推進	青少年に薬物乱用が拡散する前に、広く市民運動としての青少年への薬物乱用防止運動を実施します。 薬物乱用の危険性の他、タバコや医薬品についての講座を、松本警察署、松本保健福祉事務所、(一社)松本薬剤師会を講師とし、市内小中学校で開催します。	青少年薬物乱用防止キャンペーン ※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大抑止のため中止しました。 開催校：小学校22校、中学校15校、小中学校3校 参加者：児童・生徒 3,883人 保護者等 381人

25 子どもの権利推進事業

(1) 経過

平成25年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、令和2年3月に「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定し、すべての子どもにやさしいまちを目指して、次のような取組みを進めています。

(2) 実施内容

事業名	事業の概要	令和4年度実績
子どもにやさしいまちづくり委員会	市民・有識者等(15名)で構成する委員会を開催し、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の進捗状況や子どもに関する施策等について検討・審議を行っています。	委員会開催 4回 令和3年度の進捗状況の検証 第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画の中間報告
子どもの権利相談室「こころの鈴」	子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための相談室を運営しています。調査相談員4名、子どもの権利擁護委員3名体制で相談、調査、調整などを行っています。 こころの鈴の周知のため、市内の小、中、高校の児童生徒へ、案内カード、こころの鈴通信を配付しています。 また、児童館・児童センターで出前学習会を開催しています。	延相談件数 268件 こころの鈴通信 4回 出前学習会 1回 高校での校内放送等 7校

事業名	事業の概要	令和4年度実績
子どもの権利の普及・啓発事業	① まつもと子どもの権利ウィーク 子どもの博物館入館料、プラネタリウム利用料の無料化、ポスターの作成、パネル展、ほか	期間 11月14～20日
	② 市政広報番組（CATV）の放送	1回
	③ 子どもの権利ニュースの配付 （市内の小、中、高校の児童生徒）	1回
	④ 市内小中学校での校内放送	1回
	⑤ 子どもの権利学習パンフレットの配付 （市内の小、中学校の児童生徒）	1回
「松本子どもの権利の日」市民フォーラム	子どもの権利について広く周知するため、「松本子どもの権利の日」に合わせて、毎年11月に市民フォーラムを開催しています。	参加者数 150名
まつもと子どもスマイル運動	大人と子どもが積極的に関わりを持つことで、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により配布した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身につけた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声かけ（あいさつ）などを行う事業を実施しています。	新規登録者数 7名 延登録者数 1,299名 （R4年度末）
まつもと子ども未来委員会	学校、地域、年代を越えた子どもたち（小学校5年生から高校3年生まで）が、市政や地域の課題について学び、自分たちが住むまちづくりについて考え、市へまちづくりの提言等を行っています。 令和元年度から市内大学生によるサポーターが活動を支援しています。	委員会 16回 委員 37名 サポーター 5名
子ども交流事業	子どもの権利を推進している自治体の子どもたちと松本市の子どもたちが交流しています。 【福津市との子ども交流事業】 福岡県福津市で実施（3泊4日） 表敬訪問、文化財・史跡見学、意見交換会、海洋体験 等	参加者 28人 （松本市 13人）

26 青少年育成センター

青少年の健全育成・非行防止活動として、市委嘱の補導委員による街頭補導・有害環境浄化活動を実施しています。

(1) 街頭補導活動

(令和3年度活動状況)

- ・青少年補導委員 一般 106 人 学校 64 人 計 170 人
- ・街頭補導実施日数 300 日
- ・街頭補導従事者延べ人員 1,096 人
- ・補導者数 167 人

(2) 有害環境浄化活動

有害図書・ビデオ自販機、有害図書取扱店、ビデオ等販売・レンタル店、カラオケルーム、ゲームセンター、パチンコ店等の実態調査と業者に対する自主規制の協力依頼

区 分	令和3年度	令和4年度	前年増減
有害図書類自動販売機	0 台	0 台	0
ビデオ等販売・レンタル店	5 店	4 店	△1
カラオケボックス	9 店	10 店	1
ゲームセンター、ゲームコーナー	6 店	6 店	0
有害図書等取扱店	55 店	58 店	3

(3) 育成センターだよりの発行

街頭補導活動などを周知するため、広報紙を1,750部(年6回)発行し、関係機関へ配布しています。

27 子どもの支援・相談スペースはぐルッポ設置・運営事業

主にひきこもり状態にある市内の小・中学生を対象として、支援の場所を設置し、学習のサポートや相談業務を行うことで、ひきこもり状態を改善するとともに、子育てしやすい環境を整備することを目的として、平成25年から開所しています。(令和4年5月に実施場所を移転しました。)

(1) 実施場所

松本市浅間温泉 1-5-1 浅間荘 14 号

(2) 実績(令和4年度延べ利用人数等)

- ア 居場所延べ利用者 2,836 人
- イ 居場所実施日 162 日